

令和8年陸別町議会3月定例会会議録（第3号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和8年3月17日 午前10時00分			議長	久保広幸
	散会	令和8年3月17日 午後1時55分			議長	久保広幸
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す	1	濱田正志	○			
	2	三輪隼平	○			
	3	渡辺三義	○			
	4	工藤哲男	○			
	5	中村佳代子	○			
	6	谷 郁 司	○			
	8	久保広幸	○			
	会議録署名議員	渡辺三義		工藤哲男		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 請川義浩			主査 竹島美登里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	本田 学	教育 長	有田勝彦		
	監 査 委 員	村本和弘	農業委員会 長	佐藤直人		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	今村保広	会 計 管 理 者	庄野勝政		
	総 務 課 長	丹崎秀幸	町 民 課 長	本間 希		
	産業振興課長	菅原靖志	建 設 課 長	山崎 誠		
	保健福祉センター次長	空井猛壽	国保関寛齋診療所事務長	（空井猛壽）		
	総 務 課 参 事	瀧澤 徹	総 務 課 主 幹	清水 遊		
	産業振興課主幹	村田拓也	建 設 課 主 幹	水間史人		
	保健福祉センター主幹	向井 啓				
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教 委 次 長	瀧澤勇二	教 委 主 幹	大鳥居 仁		
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	遠藤克博				
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2	議案第21号	令和8年度陸別町一般会計予算
3	議案第22号	令和8年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計予算
4	議案第23号	令和8年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計 予算
5	議案第24号	令和8年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算
6	議案第25号	令和8年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算
7	議案第26号	令和8年度陸別町簡易水道事業会計予算
8	議案第27号	令和8年度陸別町公共下水道事業会計予算

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○事務局長（請川義浩君） 御起立願います。

おはようございます。お座りください。

○議長（久保広幸君） 庄野会計管理者より、午後から退席する旨、報告がありました。前田保健福祉センター主幹より欠席する旨、報告がありました。

会議に先立ち、事前に申し上げます。

本日、陸別小学校6年生が傍聴するため、教育委員会職員及び学校教職員、議会事務局職員、十勝毎日新聞社による写真撮影を、傍聴規則第8条の規定に基づき、議長により許可しておりますので、御了承願います。

◎開議宣告

○議長（久保広幸君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番渡辺議員、4番工藤議員を指名します。

◎日程第2 議案第21号令和8年度陸別町一般会計予算

◎日程第3 議案第22号令和8年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計予算

◎日程第4 議案第23号令和8年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

◎日程第5 議案第24号令和8年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算

◎日程第6 議案第25号令和8年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第7 議案第26号令和8年度陸別町簡易水道事業会計予算

◎日程第8 議案第27号令和8年度陸別町公共下水道事業会計予算

○議長（久保広幸君） 3月11日から引き続き、日程第2 議案第21号令和8年度陸別町一般会計予算から日程第8 議案第27号令和8年度陸別町公共下水道事業会計予算まで7件を一括議題とし、議事を続けます。

提案理由の説明を既に終えておりますので、各議案の質疑、討論、採決を行います。

これから、議案第21号令和8年度陸別町一般会計予算の質疑を行います。

初めに、第1条、歳入歳出予算のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、41ページからを参照してください。

1款議会費41ページから、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費48ページ上段まで、質疑はありませんか。

2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 47ページなのですが、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節使用料及び賃借料の生成AI利用料についてお聞きしたいと思います。

こちらの予算なのですが、これまで試験運用をしてきたことによって、今回の予算に71万5,000円ということでありましたが、実際にどのような効果が得られたのか。また、今後どのような使用を考えられているのかお聞きしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） お答えいたします。

生成AIの利用ということでございますが、昨年10月頃から庁舎内においていろいろな試験を行ってきました。その中で使った機能といたしましては、書類作成における文章校正、要約機能、それから各種会議における会議録、文字起こし等を試験運用として実施してきました。

今後の利活用でございますけれども、このほかにも画像生成であったりマニュアル作成、あるいは多言語への翻訳機能等々が考えられております。まだ、新しい技術ということで、試行錯誤しながら利用していく形になるかと思っておりますけれども、幅広くいろいろな活用が考えられておりますので、研修・研究をしながら有効に使っていきたくて考えております。

○議長（久保広幸君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 試験運用の効果で実際に体感したものと、使用に当たっての知識だったり研修・勉強ということも分かったのですが、実際一般的にこれからいろいろ成熟されていくAIの世界かと思ひまして、今後の利用等もどんどん増えていくかなと思うのですが、私たち一般の人が利用されているようなもので様々なAIがあるのですけれども、行政で行うようなものについては、どのような形態と理解してよろしいのでしょうか。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 利用形態といいますか、使用するAIについての御質問だと思いますけれども、今、一般的に使われているものの中で幅広く知られているものとしては、チャットGPTあるいはジェミニ、またクロードといったような大手のサービスがございますが、これらどれか一つというわけではなくて、これらを組み合わせて、特に行政向けに特化しカスタマイズされたサービス事業者が国内にも何社かございまして、その中で今検証作業を進めております。

その中から複数社を選定しまして、自治体にカスタマイズされたものですから、我々が

使う上で非常に便利なものというものを選定して、決定していきたいと考えております。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、2款総務費1項総務管理費2目文書広報費48ページから、5目財産管理費55ページ下段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく2款総務費1項総務管理費6目町有林野管理費55ページから、10目諸費62ページ下段まで、質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは58ページ、1款総務費1項総務管理費7目企画費11節役務費、決算システム利用料107万円、12節委託料、ふるさと納税業務委託553万1,000円についてお伺いいたします。

本町でも、ふるさと納税を数社に外部委託してしまして、その金額予算が553万1,000円ということです。手数料の相場は寄附額の10%から15%で、それに加えカード決算手数料、その他の委託料、返礼品代や送料を含め50%以下に抑えることがルールとされています。

寄附額の半分が確実に自治体に入り、地域のために使うことがふるさと納税の目的ではありますが、この委託料に対し、納税額は幾らを想定しているのかと、手数料、返礼品については何%としているのかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） お答えいたします。

ふるさと納税の関係ということでございますが、議員ただいま御指摘のとおり、手数料の相場は寄附額の10%から15%、また、その他送料等を含めましてトータルで50%以下というのが御指摘のとおりでございます。

今回、決済システム利用料として107万円、また委託料として553万1,000円ということで、そのほかに消耗品等もあるのですが、合わせますと600万円以上の歳出予算を組んでおります。それに対して、見込んでいるふるさと納税ということでございますから、単純にその倍額以上、およそ1,200万円程度のふるさと納税を見込みたいと、あくまでも希望的なところもございますけれども、そのように考えております。

なお、返礼品につきましては、現在30%以内という決まりがございますので、トータル50%の中で30%までが返礼品と。残りを送料、手数料等が占めているというようなことでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 今の答弁は理解いたしました。

それで、総務省では地方自治体が仲介事業者を支払った手数料を調査していると、数日前の新聞に掲載されておりました。10月から制度改正に向けて、不透明になっている手数

料を明確にし、適正化することが目的ではありますが、その改正の内容の中に、地場産品基準の厳格化があり、製品の付加価値の半数が区域内で生じていること、加工品の原料が区域内産100%であることも義務化されていますが、本町で扱う返礼品の中には、これらの基準から外れるものがあるのかをお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 本年10月からの制度改正についての御質問かと思えますけれども、先般、先月になりますけれども、自治体向けの説明会が国によって開催されています。そこで、私どもも詳しい中身について初めて知ったわけですが、御指摘のとおり、制度が見直されまして、地場産品の基準が厳格化されるというのは御指摘のとおりでございます。

ただ、原料の部分については何種類か規制がございまして、例えばお米とかお肉といったそのまま、手を加えないで、いわゆる加工せずにそのまま返礼品となるようなものについては、おっしゃるとおり区域内100%というような基準もございしますが、加工される商品につきましては、100%でなくても大丈夫というようなものもございします。当町で扱っている返礼品のほとんどが加工品の部類に入ろうかと思えますが、付加価値が50%以上区域内であれば承認されるというように聞いてもおります。

ただ、返礼品の新たな基準でございしますので、これから事業者の皆様はこの内容を説明して、内訳について各事業者から聞き取りをしないと、現在のそれぞれの品目が何%になっているかというのは私どもで分からない部分もございしますので、これは速やかに事業者の皆様とお話をして、基準内に収まるようにしていきたいと考えております。

いずれにしても、先日説明があったばかりでございますので、10月に間に合うように滞りなく進めていきたいと考えております。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 議案60ページ、2款総務費1項総務管理費7目企画費18節負担金補助及び交付金に関して伺いたいと思います。

地域内交通対策事業の1,886万3,000円ですが、この事業は、陸別ハイヤーの利用を令和5年まで1回200円、そして令和6年以降1回300円ということで利用できまして、利用者も令和8年度予算として1万2,721人としております。

しかし、最近の国際情勢から、ガソリンの価格が不安定となる情勢でありますけれども、令和8年は、ハイヤー料金の変動があったとしても300円としていくのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 地域内交通の関係でございしますが、令和8年度予算で1万2,721人ということでございしますが、利用回数は令和7年から若干減っております。こちらは、資料のほうを後ほど御参照いただきたいと思います。

御指摘のガソリン価格等に変動があった場合であってもハイヤー料金は300円でいくのかという御質問でございますが、現時点では、利用者負担を変更する予定はございません。なお、ハイヤー料金につきましては、令和7年12月に帯広地区、十勝管内の料金が一律改正となっております。

議員おっしゃるとおり、原油価格の動向によってはもしかしたらハイヤー料金の改定というのがあるかもしれませんが、改定されるまでには数か月の時間を要しますし、その間に事業者、ハイヤー会社のほうとも協議をさせていただきながら、料金改定があった場合は過去もそういった協議を経て単価の見直し等をやってきた経過がございますので、今後もしそのような事態になりましたら、事業者と協議をさせていただきながら、単価改定等については考えていきたいと思いますが、利用者の皆さんの負担については、現行の水準をできるだけ維持していきたいと考えております。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく2款総務費1項総務管理費11目交流センター管理費62ページから、13目地域活性化推進費70ページ上段まで、質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 議案70ページ、2款総務費1項総務管理費13目地域活性化推進費18節負担金補助及び交付金、活動助成金と、資料ナンバー20の地域おこし協力隊の3形態と委託型の地域おこし協力隊の件について、2点ほど伺いたいと思います。

まず一つ目ですけれども、本年度は、地方公務員型・委託型の2形態の中で、バイオガспラント支援員と銀河の森プロジェクトマネージャーと地方公務員型の2名を受け入れる。もう1名は、委託型として地域協力隊を受け入れて3名の受け入れとなります。

委託型は、町内の企業と地域の特性を生かした業務内容のヒアリングによって隊員を受け入れ、隊員は企業と契約して、新規事業開発と3年後はその事業の経営者たる人物を育てることが目的でよろしいのか、まず伺いたいと思います。

そして、この3名の地域おこし協力隊については、活動助成金として家賃を補助することによってよろしいか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 二つの御質問をいただきました。

まず1点目の委託型の地域おこし協力隊の関係でございますけれども、企業と契約して新規事業開発、そしてその3年後はどうなるのだという御質問だと思いますけれども、委託型は、町が事業者へ委託をして、地域おこし協力隊を活用していただくという形の事業となっております。その中では、経営者とするというような決まりはなく、3年後も雇用を継続していただきたいというお願いの下、委託をしたいと考えております。場合によっては、経営移譲等もあるのかもしれませんが、まだ応募も決定もしておりませんので、どのような事業内容かというのはこれからになりますけれども、特に経営者に限ると

というようなルールはございません。

それから、2点目の活動助成金の関係です。

活動助成金につきましては、地域おこし協力隊に対して家賃、それから新たに赴任する場合の赴任旅費を支出する予定となっております。

なお、地域おこし協力隊について、議員からお話がありましたが、現在、地域おこし協力隊として想定しているのは、隊員として活躍いただいて事業承継を目指しておられる方がもう既に1名いると。新規で2名の公務員型ということでございますが、プラス、英語指導助手のジェット特例でもう1名ということで、新規ということでいけば3名、プラス委託型で4名、既に頑張っておられる協力隊が1名おられますので、トータル最大で5名というようなことを予定しております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） トータル4名でよろしいですね。

令和5年から過去3年の予算書を見ても、活動助成金というのは計上されておりましたが、新規の助成金というようなことでよろしいでしょうか。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 申し訳ありません、私の説明がまずかったかもしれませんが、最大5名ということです。4名プラス委託型1名で5名を見込んでおります。

それから、活動助成金は新規であるかどうかという御質問だと思いますが、御指摘のとおりでございます、今までなかった部分であります。

協力隊員の処遇改善といえますか、今、全国で協力隊員も不足している地域がございます。当町のような条件不利地域で新たに協力隊員を募集しても、なかなか集まらないということもございますので、できるだけよりよい人材に来ていただくために、手厚い助成というものを考えて、現行の制度の枠組み内ではありますけれども、できるだけのことをしたいということで、今回新たに設けさせていただいたところであります。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 66ページ、2款総務費1項総務管理費12目銀河の森管理費12節委託料4,308万3,000円中のコテージの無人での鍵管理に関わる経費についてお伺いいたします。

今では、アウトドア施設や民泊などでも鍵などのDX化は浸透してきていまして、フロントで顔を合わせなくても部屋に入れるというシステムが増えてきています。今回の導入については、人手不足や働き方改革などの問題もクリアできるものと思われそうですが、全棟に導入するのか。また、利用が難しい方への対応についてはどのような利用を考えているのかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、今回、設置しますキーステーションにつきましては、全棟で利用する予定でございます。

使い方というか使用方法といたしましては、全部このキーステーションで対応するということではなくて、チェックイン時間が15時から17時までと、昨年の条例改正でチェックイン時間がすごく短くなっておりまして、その時間の中でチェックインをお願いしているところなのですが、17時以降にチェックインを希望される方とかに対応するために、無人でも対応できるという仕組みを今回利用したいと考えております。

受付等は、基本的に電話等でいただいておりますので、時間内にチェックインできない方については、従業員から丁寧な受付の説明をさせていただいて、間違いなく鍵の受け取り、そして料金の支払い等も漏れなくできるようなシステムになっておりますので、混乱は少ないかと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、この2時間の間にチェックインできない方には、電話などで暗証番号みたいなものをお知らせして、それで入ってもらうという形なのでしょうか。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 議員のお見込みのとおりでございます。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく2款総務費2項徴税費70ページから、3項戸籍住民基本台帳費74ページまで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく2款総務費4項選挙費75ページから、6項監査委員費78ページまで、質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、3款民生費1項社会福祉費79ページから88ページ上段まで、質疑はありませんか。

3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 82ページ、1目社会福祉総務費12節委託料の相談支援センター事業の724万円について、何点かお伺いいたします。

これは、令和6年度に障害福祉計画の中で策定されまして、令和7年度より716万円の当初予算づけがあり、今年度は724万円と僅かながら増額の傾向で予算が計上されました。

そこで最初に、相談専門員の1か月当たりの勤務状況はどのようになっているのか。ま

た、支援事業を利用されている方の現状について。

それと、説明書の中では予定日数が100日になっていますが、どのくらいの日数で把握されているのか、この3点についてお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 空井保健センター次長。

○保健センター次長（空井猛壽君） それでは、ただいまいただきました御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、議案説明書資料ナンバー21であります。ここに主任相談員という表記となっておりますが、ただいま議員おっしゃるとおり、正式には主任相談支援専門員と呼ばれておりますので、あらかじめ説明をさせていただきたいと思います。

ただいまの1点目の御質問につきましては、主任相談支援専門員についての御質問だと思いますが、主任相談支援専門員につきましては、相談支援センター事業全般の統括的な立場にある者として位置づけておまして、相談者の困り事を適切に把握の上、問題点を整理して、これまでの経験を背景とする豊富な知見を生かすことによりまして、迅速で円滑な課題解決につながるものと考えまして、配置をしているものでございます。

課題解決に当たりましては、利用者と面談を行う相談スタッフや関係機関との協議、連絡調整、必要に応じて各種の調査を行うなど、主任相談支援専門員の稼働実績だけをもって画一的な評価が難しい業務内容であると認識をしているところでございます。

したがって、主任相談支援専門員につきましては、固定の経費として算定させていただいているものでございます。また、相談支援センター事業におきましては、24時間365日対応の電話相談なども業務の中に盛り込んでおりますので、この点も勘案しつつ、固定経費として見ているものでございます。

続きまして、2点目の利用者の現状はという御質問でありますけれども、2月末現在の状況になりますが、在宅にいらっしゃる障害者の方7名、それから手帳そのものは取得していないものの生活能力に課題があるような、グレーゾーンというのが正解かどうか分かりませんが、いわゆる制度の狭間にいるグレーゾーンにある方が4世帯5名、それと電話相談に応じた件数が3件ということで、2月末現在で支援を行っている、または対応した実人数と件数でございます。

それから、3点目の年間の稼働日数、回数は現状どうなっているのかという御質問でありますけれども、これも2月末現在の実績となりますが、相談支援専門員が116回の稼働をしているところでございます。

なお、この116回の中には、町との業務打合せですとか、関係施設等の関係者との情報交換などで陸別にお越しいただいた回数も含んでおりますので、御承知おきいただきたいのと、あと、ケースによりましては複数名での対応をしているところでございます。

以上、3点の御質問にお答えしました。

以上です。

○議長（久保広幸君） 3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 概略的に分かりました。

それで、この事業における今後の対象者の傾向と利用状況というのは、増加傾向にあるのかどうなのか、その辺で今の現状の中で教えていただきたいと思います。

それと、予算書から見ても労務支払いの金額が非常に大きいことから、他町村では直営で運営されているというケースもあまして、当町においては、今後に向けて多少ハードルがありますけれども、改善していく考えはあるのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 空井保健センター次長。

○保健センター次長（空井猛壽君） それでは、1点目の利用者の傾向、今後の利用増等の見込みはあるのでしょうかという御質問でありますけれども、国が示している障害者施策の基本方針として、施設入所から地域生活への移行促進というものがあります。その方の置かれた障害の状況や程度にもよりますけれども、地域移行が可能な障害をお持ちの方が在宅で生活を送って、最終的な目標として一般就労するという形を目指すものでありまして、一定程度相談支援センターの事業を利用して地域移行に移っていくような方も今後予想されますので、新たな需要として増加する要素かなと考えているところでございます。

また、先ほど御説明いたしましたグレーゾーンにある方につきまして、現時点で十分に把握できていない方も一定数いらっしゃるものと考えられますことから、当面の間は、先ほど申し上げました地域移行、それとグレーゾーンに当たる方が一定程度いるということをお勧めしますと、この業務に対します相談ニーズというのは、今後増加するのではないかなということで考えているところでございます。

それと、2点目の今後のセンター業務について、他町村では直営で行われているところがあるけれども陸別町はどうするのでしょうかという御質問でありますけれども、この御質問に対しては、私自身の私見も含めてお話をさせていただきたいと思いますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

制度的には、社会福祉士等の資格者が相談支援専門員の資格を取得することでこの業務を担うことは事務的にはできることになっております。しかしながら、障害者や先ほどから申し上げていますグレーゾーンにある方に関する基礎知識ですとか、丁寧な対応手法など、相談される側の話を相談すべき人が耳を傾けてくれるような幅広い知見と経験がやはり求められるのではないのかなと考えているところでございます。

現在、委託をしている事業者につきましては、足寄町に本拠を持つNPO法人でありますけれども、陸別町内で迅速に対応できる事業者を陸別町内に置くことは理想とは考えておりますが、資格者の確保ですとか養成自体が難しい中で、それを複数人確保するということは、言葉が合っているかどうか分かりませんが、至難の業と言わざるを得ない状況にあるということは御承知おきいただきたいと思います。

以上から、陸別町に本拠を持つ事業者を確保することですとか、あわせて、議員がおつ

しゃっていました陸別町が直営で事業を立ち上げるといったことに関しましては、現時点においては非常に難しい課題であると認識をしているところでございます。

町内には、障害者関係の事業所ですとか社会福祉協議会等が御活躍いただいておりますけれども、今回の新たな業務委託によりまして、陸別に不足していました福祉分野の空白を埋めることができたというような印象も持っているところであります。したがって、特段の社会変化がない限り、当面の間は現状の形で進めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 3款民生費1項社会福祉費2目老人福祉費、老人関係の87ページ、18節負担金補助及び交付金のデイサービス運営事業で2,446万円の関係で質問したいのですが、討議資料の25なのですが、昨年から見ると、利用者というか、そういう人たちの人数が減っているにもかかわらず、今回予算では257万7,000円ぐらい増えているわけなのです。利用者が少なくなって、なおかつ負担が増えるというのはどういうことなのか。

聞くとところによりまして、介護報酬の引き下げというのを聞いていますけれども、その辺の説明と、人件費も142万4,000円増えているからというふうに聞いているわけなのですが、その辺についての主な要因といいますか、なぜこうなってしまったのか説明願います。

○議長（久保広幸君） 空井保健センター次長。

○保健センター次長（空井猛壽君） デイサービス運営事業に対する補助金の関係でございます。

議員おっしゃるとおり、残念ながら利用者は減少傾向にあることは確かでございます。あわせて、先ほど人件費のお話をされておりましたが、主な要因といたしましては、勤務されている職員のベースアップによるものが人件費の増となっている要因となっているところでございます。

あと、報酬の引き下げというお話がありましたけれども、現在の介護保険の介護報酬につきましては、令和6年度から令和8年度までの3か年間の報酬となっております。この間、報酬そのものが減額増額になったということはございませんので、御承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） そうであれば、257万7,000円が増えたのは、人件費は140万円ですね。あとの減った分は、何から減ったのですか、そうしたら。

○議長（久保広幸君） 空井保健センター次長。

○保健センター次長（空井猛壽君） その差額につきましては、利用者が減ったことによりまして介護保険の報酬の収入が減る、また、御本人から自己負担を1割相当いただくのですが、あわせて、そちらも減額になることによりまして、トータルで257万7,000円の補助金の増額ということになるものであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 言葉尻を捉えて悪いのですけれども、先ほど次長は介護報酬は下がっていませんと言って、今、下がっているように言ったというのは、どちらが本当なのですか。

○議長（久保広幸君） 空井保健センター次長。

○保健センター次長（空井猛壽君） 申し訳ありません、私の説明がまずかったのかもしれませんが、介護報酬の額が下がったわけではなく、デイサービスセンターを利用される利用の人数が減ったことによりまして、介護保険の収入が減ってしまったということが要因であるということでございます。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時40分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番谷議員、4回目です。

○6番（谷 郁司君） お答えが食い違ったので質問したのですけれども、いずれにしても、私の見解では、いわゆる介護処遇改善と称して介護料の報酬を引き下げられたことによって、人件費その他を賄えなくなったというふうに私は聞いているのですよね。

それで、十勝全体で聞いていても、当町は町直営というのですか保健センターでやっているからなのですかけれども、個人でやっている人たちはとても賃金が払えないと。その金が来ないのでといって閉鎖しているところもあるのですよね。これは全国的な規模です。

そういった意味で、当町としては257万円をプラスしてでも人件費を補償しながら運営していくという可能性があるように私は思っています。

そして、国の報酬引き下げ、人数がどうのというよりも、實際上、利用が少なければ少ないだけ来る金は少ないと思ったのですけれども、そうでない現況、利用が増えていますよね実際に、令和8年の見込みでは、令和7年より。当然、国の介護報酬が来るのではないかと思ったら、それが違ったので、私は質問したのですけれども、いずれにしても、こういう自治体に負担をかけさせるような介護というのは、非常に私としては残念というか、非常におかしいと思うのですね。

というのは、個々の年金でも何でも、受給されている中から天引きで介護保険は取られていて、そのとき国では、100年安心というような言い方をして介護保険料を天引きしているという実態からいくと、こういうようなやり方は、言い方は悪いかもしれませんが

れども、100年安心と言いながら実際こういうようなやり方をしていくということは、介護保険の・・・だと私は思います。

そういった意味で、町長自身が今後、各町村と申合せをして、これを少しでも上げてもらって、人件費は当然上げるべきだということを強く交渉しながらして行ってほしいなと思いますので、その辺について、私の考え方と町長の考えをどういうふうにしていくか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） ただいまの質問の中に不穏当な部分、「・・・」という部分がありますが、これにつきましては、議会の運営に関する基準第89条第1項に基づき、議長の職権によって、後刻、記録を調査・措置させていただきます。

答弁をお願いします。

町長。

○町長（本田 学君） 今回の介護報酬は、先ほど次長が説明したとおりなのですが、変わっていません。言わんとしていることは、介護報酬の議論だと思うのですよ。それは、今の現行のものであって、多分物価高に追いついていないという意味だと思うのです。利用者が人口減の問題もあって下がるので、先ほど言ったように、その分で町の補助金が増える。ここまでは分かっていたと思うのですよ。

介護報酬とか診療報酬の問題だとか、国でいろいろ議論しているところだと思いますので、僕自身もそのアンバランスが起きているのもよく分かりますので、いろいろ今までも訴えてきているところでもありますので、これからも谷議員の御意見をきちんと頭の中に入れて、今後訴えていきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5回目ですが、特例ですが、理解が不十分であれば発言を許しません。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 議長が前段で私の発言に対して不穏当という言い方ですが、私も、私はやはり国民が安心して暮らせるための保障というのがきちんとあった上で、こういう変更をされるということは、非常に残念だと思います。最後は自治体に責任を負わせるというやり方も非常に卑劣だと私は思っているのです。そういう意味で、町長自身が町村長会議で訴えて、今、町長が言ったような形で、今後も訴えていってください。

そうすることによって、安心して介護を受けたり、要支援を受けたりしていける形で、そして携わる職員たちがきちんと、物価上昇によってと言うけれども、賃金が40年間固定して上がらなかった状態の中で上げていく。先ほど僕が言った中で、介護職員たちが給料が安くて、とてもやってられないと言って辞めていく人たちがどんどん出ていると。そうすると事業所が潰れていっているという実態の中で、きちんとそれに見合った処遇をつけて行ってほしいと。今回142万4,000円の人件費が上がっているということで、その辺は維持しながら、そして安心して陸別のお年寄りたちが介護を受けられるような方

法を取ってほしいということを再度強く申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（久保広幸君） 町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃるとおりだと思います。

そこで、国の制度があって、今やっていることであります。町民の安心・安全を守るために、町として今回257万7,000円増えたと思うのですけれども、安心してデイサービスを使っただけのような環境をつくるために、町としてやる精いっぱいのことを今やっています。制度的なことなので、それはもう議員おっしゃるとおりだと思いますので、これからも訴えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質問はありませんか。

中村議員。

○5番（中村佳代子君） 83ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費19節扶助費、身体障害者更生医療補助金1,602万9,000円についてお伺いいたします。

この予算については、令和7年度は予算額641万7,000円で、先日の補正で501万6,000円の減額になっております。今回は1,602万9,000円という大幅な増額になっておりますが、その理由についてお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 空井保健センター次長。

○保健センター次長（空井猛壽君） 身体障害者更生医療給付費の御質問でございますが、議員おっしゃるとおり、昨年度の当初予算に比べますと約1,000万円の増額ということで令和8年度予算を計上させていただいているところでございます。

その大幅な増額となった理由でございますけれども、これは先ほどの補正で500万円減額というお話も含めてであります。令和7年3月の補正予算、そして今回御提案させていただいております令和8年度予算に共通する事項でありますけれども、血液透析（人工透析）を行っている方の増減によりまして、3月補正では減額、今回御提案の令和8年予算につきましては大幅な増額ということで算定し、御提案させていただいているものでございます。

これまでの状況を申し上げますと、令和7年度につきましては、当初予算におきまして新規2名を含めて5名分を計上しておりましたが、年度途中で転出された方がいらしたりして、年度末見込みで2名となることが予想されましたことから、新規分として2名を見込んでおりましたが、転出等によりまして給付が少なくなるという状況になりましたので、501万6,000円を3月補正において減額させていただいたところでございます。

一方、令和8年度予算でありますけれども、こちらにつきましては、医療保険に加入されていない生活保護受給者の方につきましては、更生医療給付で全額給付することになり

ます。見込みというか現状におきまして、生活保護受給者の方1名が血液透析を利用されるということになりまして、その分が大幅な増額の要因となっていることと、あとは、そのほかの生活保護1名を含む3名の新規の利用も合わせて見込んでおりまして、令和8年度当初予算におきましては6名分の血液透析の方が発生するだろうというようなことから、今回大幅な増額予算となった要因でございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 中村議員。

○5番（中村佳代子君） 増額の理由は理解いたしました。

負担額の割合は、町が4分の1で変わりがないのかも、追加でお聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 空井保健センター次長。

○保健センター次長（空井猛壽君） 議員おっしゃるとおり、更生医療給付費の町負担につきましては4分の1となります。

ちなみに、国が2分の1で、北海道が4分の1ということで、この給付に対する負担割合に関しては変更ございません。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく3款民生費、2項児童福祉費88ページから94ページ上段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、4款衛生費1項保健衛生費94ページから102ページ上段まで、質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 96ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費18節負担金補助及び交付金の保健業務インターンシップ事業23万5,000円についてお伺いいたします。

昨年から、この予算を組んで保健師のインターンシップを受けておりますけれども、昨年はどのような活動をした実績があるのかと、今回は何人分を想定している金額なのかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 空井保健センター次長。

○保健センター次長（空井猛壽君） 保健業務インターンシップ事業23万5,000円でございますが、こちらにつきましては、令和6年9月補正予算で初めて予算要求させていただきまして、それからインターンシップ事業に着手させていただいているところでございます。

まず、これまでの学生等の受入れ実績を先に申し上げたいと思いますが、令和6年度につきましては、3名の学生にお越しいただいております。令和7年度に入りまして、2名の

学生を受け入れたところでございます。実は、本日から2泊3日の予定で学生1名が来られる予定であったのですが、インフルエンザに罹患されてしまい、今回キャンセルということでもちょっと残念な結果になったということも併せて御報告させていただきたいと思っております。

なお、これは令和6年度からずっと同じ取組をしているわけですが、基本的に、いらっしゃった学生につきましては、2泊3日の日程で陸別で保健業務等を経験していただくというような流れで現在実施しているところでございます。

あと、どのような活動をされているのでしょうかという御質問であります。インターンシップを受け入れるに当たって、黙っていても学生から来るわけではありまして、旅費とかの予算になりますけれども、看護大学等の保健師の養成学校に職員が出向きまして、いわゆるリクルート活動ですとか、あとは一部学校につきましては、授業の臨時講師なども努めさせていただいて学生との交流ですとか、あとは教授陣の皆さんとの顔つなぎといましようか、お知り合いになるといったような活動も行いながら、最終的には学校の紹介等もあり、これまで5名の学生が陸別町でインターンシップを体験されたという結果につながっているものでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時15分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

歳出の逐条質疑を続けます。

4款衛生費1項保健衛生費から続けます。

空井保健福祉センター次長。

○保健センター次長（空井猛壽君） 先ほど、中村議員からいただいていた保健業務インターンシップ事業に関して、御質問1点の答弁漏れがありましたので、大変申し訳ありませんが、ここで御回答させていただきたいと思っております。

令和8年度は何人分を想定していますかという御質問であります。5名の受入れを予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 議案102ページ、4款衛生費1項保健衛生費4目環境衛生費18節負担金補助及び交付金の生ごみ処理機等購入助成金の16万5,000円について伺いたいと思っております。

令和6年より、生ごみ処理機の個人購入に関しまして、購入金額の2分の1以内で、機械式の生ごみ処理機は3万円上限、生ごみ堆肥化容器、コンポストでありますけれども、

これについては3,000円を2個まで上限とする補助金がありました。令和8年度で3年目に入ります。

令和8年度は減額となりまして16万5,000円ですけれども、令和6年は50万円、令和7年は30万円でしたが、過去2年でこの事業の利用者はあったのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本間町民課長。

○町民課長（本間 希君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

生ごみ処理機等購入助成事業に係る利用者であります。令和6年度はゼロ件、令和7年度につきましても現在のところゼロ件となっております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 令和8年度予算に計上したからには、町民に利用を促す必要があると思いますが、再度、利用促進の案内を出すのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本間町民課長。

○町民課長（本間 希君） 令和8年度は、予算減となっております。予算の内訳としましては、機械式が5件、堆肥化容器（コンポスト）が5件となっております。

議員の御指摘のとおり、PRは続けていきたいと考えております。助成の対象は、町内のお店からの購入に限られている現状でありますので、町民の方はもちろんなのですが、町内のお店の方にも制度の周知等を図っていきたいと考えております。周知の方法につきましても、取扱店の情報を記載するなど検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 案内を出すということでありましてけれども、私はコンポストを使用しているので分かります。しかしながら、機械式の生ごみ処理機についてはどのようなものなのか分かりません。そしてまた、どこで売っているのかということも分からないものですから、まず、売っている箇所と、どのようなものなのかということを明らかにして案内を出していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（久保広幸君） 本間町民課長。

○町民課長（本間 希君） 議員の御指摘のとおり、工夫を凝らして進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく4款衛生費、2項清掃費102ページから、5款労働費107ページ上段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費107ページから、5目農地費115ページまで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく6款農林水産業費1項農業費、6目営農用水管理費115ページから、8目農畜産物加工研修センター管理費121ページ上段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく6款農林水産業費、2項林業費121ページから124ページ下段まで、質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） それでは、123ページの狩猟費の関係なのですが、町長の町政執行方針の中にあるのですが、ハンターについては今後減少することが予想されているとふうに言及されているわけなのですが、今回、報酬費や報償費を計上しているのですが、聞くとところによると、北海道では熊の出没が多いので、公務員にも緊急銃猟の関係を採用するといいますか用意すると言っていたのですが、この辺について、当町においても今減少しているということで、公務員的な人を今後確立していかなければならないのではないかと思いますので、予算の中でそういうことを取り組む考えはあったのかなかったのか、その辺お聞きします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

ハンターの確保に係る予算等につきまして、例年見ております有害鳥獣駆除従事者育成補助金ということで、銃の資格、わなの資格等を取得する際の補助金ということで予算は見ております。

現状のハンターの人数等につきましては、陸別猟友会に所属しておられるハンターが30名おられます。この30名というのは、ただいま説明いたしました補助金を活用いたしまして、令和2年以降10名程度増えている現状でございます。一方、70歳を超えるハンターの方も一定数おられるので、町長からの町政執行方針でも今後減少する見込みがあるというところは、今後の高齢といったらあれですけれども、70歳を超えるハンターが何年か後には現役を引退するという心配もございますので、そういう表現させていただいているところでございます。

引き続き、ハンターの確保につきましては、この補助金を活用していただきまして、特に農業者の方も含めて被害の防止に係る取組について協力いただければと考えております。

公務員ハンターにつきましては、採用するしないについては、現時点では特別に協議等を進めておりませんが、北海道やほかの周辺の自治体などの事例を参考にさせてい

ただきながら、当町になじむような駆除の体制の確保について整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今のお答えでは、今後そういう体制を道でも準備し始めているという点について、聞くところによると、ベテランの70歳以上の方は熊駆除に十分慣れていると思うのですけれども、そういう人たちがいなくなるということは、急にハンターを養成するというのは大変らしいのです。というのは、撃ち方とか、とどめを刺すとかということは経験値がないとできないということをテレビ等でも言うておりますので、今のうちから70歳以上の引退する人たちの経験値を伝授しながら、ハンターを用意したほうが良いと思って私は質問したのです。

今後そういうものに取り組んでいくということなのですが、鋭意努力して、新しいというか若い人でもきちんと熊打ちができる、陸別でも何人かいるらしいのですが、町長の町政執行方針にそうあったので危惧して質問しましたので、今後取り組んでほしいと思います。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 熊の捕獲に従事される方は、もちろん議員のおっしゃったとおり70歳以上の方もおられますけれども、30代、40代の若い世代の方も育てているといったらあれですけれども、実際、駆除に従事されております。今後も鹿の駆除等の経験を積みながら、新しく熊の捕獲にも従事してもらえるように考えております。

産業振興課で猟友会の事務局を持っていますので、コミュニケーションを取りながら駆除等を進めておりますし、引き続きハンターの皆さん、あと被害の状況もしっかり把握しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、7款商工費124ページから129ページ上段まで、質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 商工費について、2点お伺いいたします。

7款商工費1項商工費2目商工振興費18節負担金補助及び交付金、プレミアム商品券発行事業871万8,000円について、最初にお伺いいたします。

昨年と予算額は同じになりますが、プレミアム率も発行枚数も、昨年同様となるのではないかと考えます。毎年プレミアム商品券は6月と11月頃の二度に分けて半数ずつの販売としていますが、予約制ではないため、売り切れた時点での販売終了となっています。

6月の販売期間は10日間くらい、11月は日曜日に販売して翌日の月曜日午前中には完売していました。冬期間は燃料費だけでなく、何かと入り用な時期でもあると思います

ので、販売数の割合を冬は多くするなどの検討も必要かと考えます。

今年度の販売については、今の時点でどのように検討されているのか、もし今の時点で決まっていることなどがあるのでしたらお伺いいたします。

2問目は、同じく128ページ、4目公園費14節工事請負費、公園施設整備2,260万円は、全天候型多目的施設ということで28メートルの屋根つきのあずまや的なものを商工会前の駅前広場に建設することとなりますが、本町には野外で楽しめる場所も少ないことから、町民にもとても喜ばれると思っております。

イベント時の利用はもちろん、普段、観光客や町民など、どのような利用を期待しているのか。また、天気の良い日などは仲間うちで花見のようなパーティーをしてもいいのか、また、その場でお酒を飲んでもいいのかなど、今の時点で利用についての考えがあればお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） まず1点目のプレミアム商品券に係る回答となりますが、議員がおっしゃいましたとおり、売れ方としては冬場のほうが早く売り切れるということですが、販売数といたしましては、夏・冬ともに完売になっている状況でございます。

令和8年度の販売方法についてですけれども、事業主体は商工会となっておりますので、商工会の理事会だとか、商工業の商店の皆さんと協議して、効果のある取組となるよう進めていただけるのかなと考えております。

あわせて、来年度令和8年度に限っての話なのですけれども、3月15日から陸別町物価高騰対策地域商品券の配布が始まりまして、こちらの使用期限が令和8年9月14日となっております。夏の販売の時期が例年同様だと販売が鈍くなるというような心配も予想されていますので、こちらを併せて商工会と情報共有しながら、効果的な取組となるよう進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

続いて、全天候型施設についての回答になります。

こちらは、これまでも説明させていただきましたとおり、イベント時の売店用としての活用のほか、ベンチなどを設置して、平時には町民や観光客、道の駅の利用者に休憩の場所として利用していただくことを想定しております。駅前多目的広場につきましては、陸別町公園条例という設置条例がありまして、こちらの中で禁止事項等は特に定めておりませんので、花見やバーベキュー、飲酒なども特段制限されておられませんので、適切にどうか、周りに迷惑がかからないように利用いただければと思います。

周辺に民家、あと宿泊施設等がございますので、深夜の利用や大きな騒音等が伴う利用、また、ごみの放置などについては、必要に応じて対応していくことになると思っておりますけれども、これまで同様に、住民の憩いの場としての利用を期待しておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） まずプレミアム商品券ですけれども、販売方法は、ほぼ商工会に委託して、そちらのほうで割合も決めてもらっているということによろしいのかということ。

あと、公園施設整備でバーベキューなどもできるということでしたけれども、あそこの建てるところは、今の時点で下は芝生になっていると思うのですけれども、その辺の足元とかというのは、防火対策とかいろいろ何か考えているのかお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） まず、プレミアム商品券に係る商工会にお任せなのかということですが、こちら言葉尻というか言葉の使い方なのですが、委託事業ではありませんので、商工会が実施する事業に町が補助するという立てつけになっておりますので、あくまでも主導は商工会にあるのかなと。それに対して助言指導等ということ、町の立場としては位置するのかなと考えております。

続きまして、多目的広場については、現在予定している屋根の下の部分については、現時点では芝生と一部インターロッキングの部分を活用して建設する予定となっておりますが、売店等で油とか火気を使うことが多くなると思いますので、砂利を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、8款土木費129ページから137ページまで、質疑はありませんか。

3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） それでは、134ページ、4目道路新設改良費の14節工事請負費、道路改良工事6,000万円の中の墓参道路180メートルについて、何点かお伺いいたします。

現在、道路幅員が片幅2.5メートルの両サイドで5メートルということで、皆さんも行かれて思われていると思いますが、非常に狭い道路で、車同士がすれ違っても本当に気をつけて走らなければならない。特に冬なんかは、車道幅が狭いことから本当に気をつけなければならないという道路でございます。それと、急カーブの見通しの悪いところも、その後カーブミラーを設置していただいて、従来よりも安全性を確認できるような措置も取っていただいております。

今回、予算計上の墓参道路は、昭和58年から昭和60年の3か年ぐらいかけて完成しまして、以後44年以上経過していて今年度やっていただけるということで、墓守される方とか遠方からお参りされる方にとっても、安全・安心の道路づくりで非常に喜ばれることと思います。

そこで、土工定規について、改良に向けた規格についてどのような仕上がりになるの

か、再度願いたします。

○議長（久保広幸君） 山崎建設課長。

○建設課長（山崎 誠君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず土工定規についてですが、幅員について整備する現況が車道幅員5メートル、歩道幅員2.5メートルでございます。整備後は、車道幅員6メートル、歩道幅員1.5メートルとなります。

路盤構成につきましては、歩道は凍上抑制層、下層路盤工、表層で構成されます。車道部の拡幅部分の路盤構成については凍上抑制層、下層路盤工、上層路盤工、表層となります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 定規については分かりました。

それで、墓参道路周辺というのは、結構、保安林に囲まっています、その辺の支障に関して、また、既存の積みブロック、擁壁工が今回入っていますが、その辺の改修の予定は組んでいないのかどうか。

それと、勾配と計画についてどのように進めていくのか、その辺分かる範囲で説明していただければと思います。

○議長（久保広幸君） 山崎建設課長。

○建設課長（山崎 誠君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、保安林に支障はないかとの御質問ですが、今の道路区域内での施工を考えておりますので、保安林に影響を及ぼすことはないと考えております。

また、積みブロックにも影響はないのかという御質問ですが、歩道幅員を1メートルだけ縮めるものでございますので、積みブロックに関しても影響はないものと思っております。

あと、何年の計画かということなのですが、今現在は3年計画で考えております。ただ、排水整備等も施工して合わせていかなければならないので、排水整備に影響のない範囲で施工するには、単年度で施工する延長の施工量については、ばらつきがあるかと思っております。

あと、勾配につきましては、現況のまま整備する予定でございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） それでは、建設土木関係なのですけれども、2目住宅建設費の関係で、緑町の基本設計というのですけれども、今回の緑町の再開発ですけれども、利別川の河川についての土木現業所との打合せしている……。

設計する前に、川の設定についてはどういうふうにお考えなのか。議題外になるのか

な、それともこれを取り組む上での設計をどういうふうにするか……。

○議長（久保広幸君） 谷議員に申し上げますけれども、質問の内容を簡潔に、質問を受ける側が理解できるように質問していただきたいと思います。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 私、取り組むのは緑町ということで説明を受けていますので、これをやる前に、河川をどういうふうにかえた設計を考えていくのかなということです。あそこは、かなり水が出たときには対応するので、その辺についての考えです。

○議長（久保広幸君） 今、2項の住宅に関する趣旨の質問でしたよね。

○6番（谷 郁司君） それで、これに取り組む前に川がどういうふう設計の段階で組んでいくのかということ。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時42分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○6番（谷 郁司君） もう一度、質問し直します、そうしたら。

○議長（久保広幸君） 質問の訂正ですか。

○6番（谷 郁司君） 訂正ではないけれども、これに限って……。

○議長（久保広幸君） 発言をどうぞ。

○6番（谷 郁司君） それでは、緑町の基本設計をするというので900万円を見ているのですけれども、今あるブロックの関係のようなものを設計するのか、それとも、もっと違う形の設計をするのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 山崎建設課長。

○建設課長（山崎 誠君） ただいまの議員の御質問にお答えします。

まず、基本設計なのですが、基本設計については、団地内の大枠を決めるものでございますので、壁を何にするかといったものを今回決めるものではございません。例えば今回整備しようとするスペースに、予定している住戸数が収まるかとかの配置計画であったり、基本的なコンセプトや方向性を決めたりするものでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 谷議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、9款消防費138ページから142ページ上段まで、あわせて、190ページから194ページまでの消防費負担金の内訳も参考にしてください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、10款教育費1項教育総務費142ページから148ペー

ジ上段まで、質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、同じく10款教育費、2項小学校費148ページから、3項中学校費156ページ上段まで、質疑はありますか。

6番谷議員。

○6番(谷 郁司君) 151ページ、2目教育振興費18節負担金補助及び交付金の小学校の給食の関係ですけれども、476万1,000円なのですが、さきの臨時議会でも言ったのですけれども、国の方針として小学校の給食費については無償化を目指して、国では一応基本的な値段というか単価というのが出されているのですけれども、それが当町で多いのか少ないのか。その辺についての完全給食の場合の基準額を示されているのですけれども、それが間に合うのか間に合わないのかについて説明願います。

○議長(久保広幸君) 瀧澤教育委員会次長。

○教育委員会次長(瀧澤勇二君) それでは、ただいまの御質問にお答えします。

小学校の給食費の交付が令和8年度から始まるということですが、現時点で国のほうから交付要綱等の確定したものがまだ示されておりませんが、事前の情報では、1人当たり月額5,200円の見込みというように聞いております。

当町の小学校の給食費につきましては、月額5,200円を上回っている状況となっておりますので、国から見込まれる交付金は全額、要は上限額よりも陸別町のほうが上ということで、当初予算ではありませんけれども、今後の補正予算の中で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長(久保広幸君) 6番谷議員。

○6番(谷 郁司君) 今の答弁の中では5,200円が国の基準で、当町においてはもっとこれより多いというふうに理解したわけなのですけれども、その辺について、当町は何年も前から給食を無料にしていますので、5,200円でも交付されればそれだけで当町にとっては有利なのかなと思います。

そういった意味で、私としては、小学校だけでなく、国が中学校まで手がけるような運動も、話として前町長にも言ってきたのですけれども、今回給食の無償化というか、無償化にはならないのですけれども、国が交付してくれるということで一歩前進なのかなと私は思うのですけれども、当町も今言ったように本当はもっとかかるという実態の中で、今後きちんと完全に国が負担してくれるような形を取っていただきたいと思います。そういう件についてはどうですか。

○議長(久保広幸君) 有田教育長。

○教育長(有田勝彦君) 当町につきましては、平成27年から給食を開始しているということで、開始当初から全ての給食費を無償化しているところで経過しているかなと思っています。

そこに向けて、国が、まずは小学生児童から無償化にするということで、全額とはいかないまでも、当町としての貴重な財源にはなるのかなと思っておりますし、今後それが中学生等に拡大することを期待しているというような状況であります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく10款教育費、4項社会教育費156ページから161ページ中段まで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、同じく10款教育費、5項保健体育費161ページから168ページ上段まで、質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 議案の167ページ、10款教育費5項保健体育費3目学校給食費12節委託料、給食調理等2,393万7,000円の中の、議案資料のナンバー52の賄材料費の1,478万3,000円について伺いたいと思います。

令和5年9月の定例会におきまして、給食賄材料費に関しまして、町内の利用率のことについて伺いました。令和4年度の決算においては、町内の利用率が31.94%と、町内の利用率は年々下がってきているということでありました。

質問時になるべく町内の業者利用率をお願いいたしました。現在どのようになっているのか伺いたいと思います。また、令和8年度の予算は、町内利用割合は増やすように計画されているのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 瀧澤教育委員会次長。

○教育委員会次長（瀧澤勇二君） ただいまの御質問にお答えします。

給食の町内利用率ということで、ふるさと給食分のことについての御質問かと思いますが、けれども、ふるさと給食の考え方については、従前から変わりございませんで、利用率も3割をキープする考え方で令和8年度の予算も計上させていただいております。

なおかつ、ふるさと給食に関しては、それプラス、物価の高騰といった情勢によって率を上げていくということもありますので、30%をキープしつつ、そういった部分を加味していく考えであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 令和5年に伺ったときに、町内の利用については、単価が高くなるというような話も聞きましたけれども、それで、今3割というような話も聞きました。町内の業者との価格の交渉、また給食の中身の件について何か協議は行われているのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 瀧澤教育委員会次長。

○教育委員会次長（瀧澤勇二君） 町内の業者と価格の交渉は特に行っておりませんで、現状価格での購入になっています。それ以外の町外の部分に関しては、学校給食の関係の入札単価によるものになっています。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） 165 ページ、10 款教育費 5 項保健体育費 2 目体育施設費 14 節体育施設改修 4 億 7,000 万円についてお伺いたします。

今年度、水泳プールの改修費用となりますけれども、非常に大きな改修ということで、できるだけ地元の企業に受注を増やしていただきたいと思っておりますけれども、工事の発注については、今後どのように考えているのかお伺いたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 体育施設の改修工事の関係の発注についての御質問ということで、契約の関係でお答えさせていただきたいと思っております。

公共工事の発注契約に際しましては、工事の内容により必要な資格等が変わってくると思います。したがって、契約担当としましては、各種工事内容によって資格審査を行って、事業所の所在地等にとらわれることなく、工事が適切に施工できる事業者を複数選定いたしまして、競争入札の方法によって発注させていただいているところであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） 公共工事の修繕とかには、JVなどを組む場合と分離して行う場合が出てくると思うのですが、もちろん分離のほうが地元の企業や多くの企業の利益になりやすいということですが、今回のプールというのはとても特殊な建物ですので、どういう形になるのか分かりませんが、その辺については分離して行うのは難しいのか、それともJVになるのか。それもまた今後これから詰めていくところになるのでしょうか、もう一度お伺いたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 今後の執行の予定ということであれば、この予算案が可決いただいた後に、実際の作業としては着手させていただく運びになります。その段階で設計が組まれまして、設計に対して施行可能な事業者の選定というような流れになりますので、まだ現段階ではどのような事業者を選定するかという具体的なことはお答えできませんし、今後、先ほども説明申し上げましたとおり、資格審査を経て複数の事業者を指名した後に入札という流れになるかと思っております。

先ほど一般論でお答えさせていただきましたが、特例としてプロポーザルのような形をとる場合はそれに限らないのですが、今回の建物等改修工事については、先ほど申し上げ

ました競争入札というような形になろうかと思えます。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） それでは、162ページの18節負担金補助及び交付金の水泳少年団活動臨時支援事業と、次の164ページの12節委託料の体育施設維持管理と、その下の施設監視等委託業務の3項目について伺います。

まず、最初に162ページ、10款体育費1目保健体育総務費18節負担金補助及び交付金、水泳少年団活動臨時支援事業37万9,000円についてお伺いしますが、内容についてちょっと具体的にお願いいたします。

それと次に、164ページですけれども、2目体育施設費の12節委託料の体育施設維持管理1,527万2,000円と、その下の施設監視等委託業務106万1,000円についてお伺いします。

初めに、12節委託料の体育施設維持管理の1,527万2,000円ですが、前年度の予算から見て、今年度は減額されていますが、その要因についてお伺いいたします。それと、同じくその下の施設監視等委託業務106万1,000円についてですが、今回はプール監視等が改修工事でないと思われそうですが、前年度から見て予算が増額されていますので、その辺、増えた要因についてお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 大鳥居教育委員会主幹。

○教育委員会主幹（大鳥居 仁君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、162ページの水泳少年団活動臨時支援事業についてです。

こちらは、令和8年度の水泳プール改修に伴いまして、施設の利用ができないということから、その利用団体であります水泳少年団の子どもたちの継続した活動を途絶えさせないために、令和8年度に限りましての支援という形で設定させていただいております。水泳少年団との協議の結果、令和8年度の活動は、例年と変わらない夏のシーズンに限定して、22日間の練習をしたいということでしたので、これを根拠に助成内容は、町外プール施設の利用料金及びそこへの往復の交通費を助成対象として、この金額を組ませていただいております。

それから、2番目の質問になりますが、164ページの下段、体育施設維持管理の関係です。

こちらは、各種いろいろな体育施設の施設ごとに契約が別々となっておりますが、町民運動場、野球場、それから緑町のスポーツ広場、こちらはサッカー場となっております。それからパークゴルフ場、町民スキー場、町民スケートリンク、町民水泳プールと幾つか施設はございますが、それぞれの施設の草刈り業務及び町民野球場と運動場につきましては除草剤散布の委託が別にあります。また、パークゴルフ場及び緑町サッカー場につきましては芝を整備する、傷んだところはまたそれを直すといった業務も含まれており、プラス、スケートリンクにつきましては、スケートリンクの造成及び維持管理が含まれており

ます。

基本的に、それぞれの委託業務の中で人件費により上がったところがあるのですが、今回、先ほどのプール改修によって、プール施設の保守管理、ボイラーとか洗浄機の保守関係がなくなりますので、その分が差し引きで結果的に減額という形になっております。

それから3番目の施設監視等委託業務ですが、こちらはプールは入っておりません。業務内容は、小学校の土日の一般開放と、それからスキー場の開設時の監視業務という形になっております。

中身につきましては、人件費がほぼほぼですので、増額の要因は、人件費の増額という形になります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 162ページの交付金の水泳少年団活動に関連しますけれども、小学校における水泳事業についてはどのように取り組まれていくのか、その辺ちょっとお願いします。

○議長（久保広幸君） 大鳥居教育委員会主幹。

○教育委員会主幹（大鳥居 仁君） ただいまの御質問の小学校の授業の活動のほうにつきましては、まず小学校では、令和8年度に水泳の授業を低学年と高学年の二つに大きく分けまして、それぞれ5回の授業を予定しております。

それで、足寄の教育委員会とちょっとお話をさせていただいて、学校の授業につきましては、足寄町内の水泳施設は無償で、減免措置が取れるということですので、そちらのほうを活用させていただくのと、往復につきましては、町のバスに依頼をするという方向ですので、予算計上はしていないという内容になっております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、11款災害復旧費168ページから、13款予備費169ページまで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳出全般について行います。ただし、科目を区切ったの質疑は終わりましたので、その範囲を超えて他の科目と関連あるものに限定します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 以上で歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入の逐条質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、12ページから参照してください。

1款町税12ページから13ページ上段まで、質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、2款地方譲与税13ページから、12款分担金及び負担金16ページ上段まで、質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、13款使用料及び手数料16ページから19ページまで、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、14款国庫支出金20ページから、15款道支出金27ページまで、質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、16款財産収入28ページから19款繰越金33ページ上段まで、質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番(工藤哲男君) 議案の30、31、32ページ、17款1項寄附金2目指定寄附金と18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金から11目地球温暖化対策基金繰入金の基金充当に関して伺いたいと思います。

まず、令和8年度のふるさと納税の額については、実績による予算計上であり、先ほど他の議員から質問がありまして、1,200万円で見込んであるということでありましてけれども、まずその金額について間違いはないかということです。

二つ目として、基金の繰入、充当に関しての3年間の年度予算は、令和6年、6億9,532万9,000円、令和7年、7億5,355万3,000円、令和8年、8億7,593万円となっております。基金充当が増えている理由と、令和8年度予算のような基金の繰入充当の流れは今後とも続けていくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長(久保広幸君) 今村副町長。

○副町長(今村保広君) それでは、ちょっと順不動でございますが、繰入金の話で、基金からの繰入金でございますが、議員が今説明されたとおり、今年度は8億7,070万円という非常に大きい数字でございます。この要因でございますが、やはり人件費に伴う、人件費というのは職員給与のみではなくて、人件費の増に伴う様々な物件費、様々な費用、例えば各種委託料、補助金もそうですが、そういう人件費が積算になっているもの、保守管理料、また消耗機材、消耗品なども人件費の増によるもので値上がり非常に大きくなっております。

具体的な例で一つ言いますと、例えば私たちの一般事務の単価でございますが、令和元年が1時間当たり862円でした。これが令和8年は1,230円、43%増えています。人件費の単価が、ある一例では7年間で43%増えています。したがって、様々なものが急激に上がっています。

一方、なぜここまで基金がいるのかという話ですが、今度は歳入の話でございますが、

普通交付税が、同じように令和2年度と令和7年度を比較しまして、先ほど人件費43%増えていると言いましたが、交付税ですと4.7%しか増えません。

一方、ほかに自主財源というのは、私たちの税金でございますが、税金に至っては、令和元年から、令和7年度はちょっと特殊な部分がありましたので、令和8年度ベースで計算しますと1.5%の伸びです。歳入が大きく伸びないと自主財源がないというような状況で事業を何かするというのであれば、単年度のやりくりでは大型事業など不可能なことになります。

したがいまして、基金をこのように導入させていただきまして、後年度の負担も考えまして平準化して大型事業をやるというような予算組みになっております。

ちなみに、基金の取崩し額ですが、今年度8億7,000万円ですが、過去6年間の実績平均で7.4億円になっています。7億4,000万円弱の部分を実績で基金から下ろしております。

また、逆に積立額、基金に積み立てるのが、この期間中は平均5.9億円を積み立てております。したがいまして、予算の8億7,000万円を今回基金を下ろして令和8年度予算を組ませていただきましたが、組まなければ留保分を確保しながら交付税も大きく見るわけにいかないため、基金を取り崩さなければ予算が組めないのが現状でございます。

なお、執行に当たりましては、議員が御心配するのとおり、大切なお金でございますので、きちんと余剰分が出た、また歳入が別に見込めるなども、後の令和8年度の終わりで精算したいと思います。

以上で、基金の8億7,000万円の取崩しにおける主な理由であります。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、私からはふるさと納税に関する部分をお答えさせていただきますと思います。

議員がおっしゃるとおり、ふるさと納税は、収入され次第、補正予算に都度計上させていただきます。これは令和8年度についても同じような方法で計上を考えております。

また、金額につきましては、先ほどお答えした中にもありましたけれども、1,200万円、できればですけども、希望としては少し幅を持たせた中で1,200万円から1,300万円、できればもうちょっとという思いはあるのですけれども、確実なラインでいくと大体1,200万円から300万円ぐらいの間かなと、そのように見込んでおります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） まず、ふるさと納税に関して1,200万円から300万円以上を何とかしたいというようなことでありますけれども、まず、この納税に関しましては、町民の協力による返礼品の開発の充実が必然であります。返礼品開発に力を入れて、ふる

さと納税をさらに増やすというようなことは、また考えておられるのか。

それから、副町長から財政的な話を聞きました。人件費については43%上がっている、交付税については4.7%下がっていると、税金も1.5%しか伸びていないというような状況ではありますけれども、単純に考えますと、毎年1億5,000万円ぐらいずつ基金は減っていつているというようなことでありますけれども、今後の基金の活用と運用の方法について、先ほども伺いましたけれども、もう一度伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、まず基金の件からでございますが、議員御指摘のとおり、差引きで約1.5億から2億円とか、そのような数字が毎年減っております。今後、本当は減らないようにするのがもう私たちの究極の目的でございますが、やはり今やらなければならない事業などもありますので、必要度の判断、施設の機械の延命化なども図りながら、効率的に使って生かしていきたいと思っております。

もう一つ返礼品でございますが、私たちは、町内の各事業者と協力を得ながら、また事業者以外の方でも、少しでも返礼品の目があるところには声をかけさせていただいております。

以上であります。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、20款諸収入33ページから、21款町債40ページまで、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時13分

再開 午後 1時20分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に引き続き、逐条質疑を行います前に、谷議員から午前中に行った発言の一部を取り消したい旨の申出がありましたので、発言を許します。

谷議員。

○6番（谷 郁司君） ただいま議長から言われましたとおり、午前中の質疑の中でふさわしくない言葉を使った点、いわゆる・・・という言い方について訂正いたしますので、お取り計らいのほどお願いいたします。

○議長（久保広幸君） 次に、歳入全般について質疑を行います。ただし、科目を区切った質疑は終わりましたので、その範囲を超えて他の科目との関連あるものに限定します。質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、歳入で17ページ、13款使用料及び手数料1項使

用料3目衛生使用料、4目営農用水使用料の小利別地区水道使用料、上陸別地区営農用水使用料、トラリ地区営農用水使用料と、同じく37ページに雑入で水道料金等減免補填負担金の同じく3か所について上がっているのですけれども、これについてはどのような計算の上このような数字が出てきているのか、まずお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 山崎建設課長。

○建設課長（山崎 誠君） ただいまの御質問にお答えいたします。

17ページの歳入に関しましては、水道使用料につきましては、4月から9月までの6か月分の水道基本料減免分が控除された使用料となっております。

37ページ、38ページの補填の負担金ということで、こちらは水道基本料の減免分を補填する費用を雑入として計上しております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 分かりました。

水道料金の減免補填負担金というのは、1月23日に繰越明許費となった物価高騰対策臨時支援事業の1,764万1,000円から歳入に入れているということで、同じく簡易水道についてもそうだと思うのですけれども、これでもって1,764万1,000円は全部水道代に充てられているのか、分かる範囲でお願いいたします。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山崎建設課長。

○建設課長（山崎 誠君） まず17ページの水道使用料に関しまして、小利別の水道使用料につきましては、1か月8万3,310円を6か月分減免するということで49万9,860円になります。あと、営農用水使用料の上陸別地区営農用水使用料なのですが、1か月当たり9万9,936円を6か月分としまして59万9,616円になります。トラリ地区営農用水使用料につきましては、1か月当たり5万566円で6か月分としまして30万3,396円になります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） ただいま、議員からの質問の中で繰越明許の件がございましたので、その件について私からお答えさせていただきます。

繰越しを予定している1,764万1,000円ですけれども、その内訳としましては、水道の減免補填分もちろんございますが、そのほかに井戸水を飲用に使っている方も同じく減免相当額を補助として支出する予定の金額が入っているのと、それから現在実施中ではありますが、物価高騰対策の商品券事業の費用も一部入っております。それらを全部

合わせて1,700万円ほどということで御理解いただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、債務負担行為及び第3条、地方債についての質疑を行います。

7ページから8ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第4条、一時借入金及び第5条、歳出予算の流用についての質疑を行います。

1ページを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、議案第21号全般について行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで議案第21号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第21号令和8年度陸別町一般会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第22号令和8年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計予算の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

事項別明細書は、11ページから18ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳入全般について行います。

事項別明細書は、7ページから10ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第2条、歳出予算の流用及び第3条、一時借入金について

の質疑を行います。

1 ページを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 最後に、議案第22号全般について質疑を行います。ただし、歳入歳出に区切って質疑を行いましたので、歳入歳出の両方に関連している場合に限定します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで議案第22号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第22号令和8年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第23号令和8年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

事項別明細書は、11ページから18ページまでを参照してください。

3番渡辺議員。

○3番(渡辺三義君) 17ページ、1目医療用機械器具費17節備品購入費2,970万円について、3点ほどお伺いいたします。

まず最初に、器具の購入に当たっての決定についてはどのような形で進められているのか。結構、高額になりますので。

次に、CT装置についての利用頻度ですが、どのくらい利用されているのか。

それと三つ目、更新後の機械についてどのような処理を考えているのか。下取りとか、そのまま業者に引き取っていただくとか、その辺の3点についてお伺いいたします。

○議長(久保広幸君) 空井診療所事務長。

○国保関寛齋診療所事務長(空井猛壽君) ただいまいただきました3点の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず1点目のCT装置を購入するに当たっての購入方法でございますけれども、こちらにつきましては、指名競争入札による契約を予定しているところでございます。

それと、2点目のCT装置の利用頻度という御質問でありましたが、予算説明の中で副町長からもお話がありましたが、令和6年度につきましては356件の使用がございました。令和7年度につきましては、2月末日現在の件数となりますが336回の稼働実績となっております。診療日数でならしますと、1日当たり約1.5回程度の稼働となっているものでございます。

それから、3点目の今使用している機械の下取り等はあるのでしょうかという御質問であります。現有機の処分につきましては、購入からもう10年が経過しているということもありまして、下取りにつきましては考慮していないところです。古い現有機につきましては、新たなCT装置を納入する納入業者にお引き取りいただくということで進めたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳入全般について行います。

事項別明細書は、7ページから10ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第2条、地方債についての質疑を行います。

4ページを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第3条、一時借入金についての質疑を行います。

1ページを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、議案第23号全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで議案第23号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第23号令和8年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第24号令和8年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

事項別明細書は、11ページから19ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳入全般について行います。

事項別明細書は、7ページから10ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 議案7ページ、1款1項介護保険料1目第1号被保険者保険料に関して、3点ほど伺いたいと思います。

まず一つ目、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画も、今年度が最終年度となっております。令和6年度に介護保険料所得段階別基準値が5,700円から6,380円となり、介護保険事業も保険料が確保され、令和6年度については一般会計からの繰入れと基金繰入は下がるという結果となっております。

令和8年度の予算においては、一般会計から繰入れ計画は5,095万1,000円と増額となっております。第9期計画では、令和8年度の65歳以上の第1号被保険者人口は761人、40歳から64歳の人口は684人であり、合計で1,445人となっておりますが、現在、65歳以上の第1号被保険者、40歳から64歳までの人口は何人いるのか。また、合計は何人となっているのか伺いたいと思います。

二つ目の質問ですが、現在の要介護認定者は何人となっているのか伺いたいと思います。

三つ目です。第9期介護保険事業計画では、令和8年の要介護認定者は148人となっており、令和8年度予算は、居宅介護118人、施設介護40人、合計で158人プラス認定調査の127人の結果次第というような考え方でよろしいのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時41分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、ただいまいただきました御質問にお答えしたいと思います。

まず一つ目の65歳以上の第1号被保険者、そして40歳から64歳の人口とその合計

はどうなっているのでしょうかという御質問であります、2月末日現在の数字を申し上げます。

まず、第1号被保険者に該当する65歳以上の人口につきましては、778人となっております。このうち障害者施設など適用除外施設に入居されている方が、そこからマイナス34人。それと、陸別町にお住まいなのですが陸別町を介護保険の保険者としない他の市町村から陸別の施設に入所・入居されている方は、マイナスの22人です。逆に、陸別町から他の市町村の介護保健施設に入所されている方につきましては、プラス13人となります。

したがって、65歳以上の人口778人から適用除外施設に入所している34名を引き、あわせて、ほかの住所地から陸別の施設に入所されている方が22人マイナス。それに陸別町からほかの町村の介護保健施設に入所されている13人を足しますと、第1号被保険者の数につきましては735人となります。

あと、60歳から64歳の人口でありますけれども、2月末日現在657人となっております。したがって、合計数値、第1号被保険者735名、40歳から64歳の人口657名を足しますと1,392人となります。

続きまして、二つ目の御質問で、現在の要介護認定者数でございます。こちらにつきましては、3月16日現在の直近の数値で押さえてまいりましたので、介護度別に人数を御報告させていただきたいと思っております。

まず、要支援1の方が21人、要支援2の方が7人、要介護1の方が33人、要介護2の方が16人、要介護3の方が17人、要介護4の方が18人、要介護5の方が6人で、3月16日現在の要介護認定者数につきましては、合計しますと118人となります。

三つ目の御質問にありました介護保険事業計画における要支援と要介護認定者数の推計のお話でございます。計画書に介護度別に人数が出ておりまして、令和8年度総数148人ということで計画掲載しております。こちらにつきましては、在宅サービスを受けている方、そして施設サービス、施設に入所されている方の人数も含む要介護認定者、要支援認定者数で148人ということになります。

したがって、先ほど二つ目の質問で3月16日現在、118人の認定者数と御報告申し上げました。計画値等を参照しますと、約30人計画より現在の要介護認定者数が減少しているというような傾向にあるということがお分かりいただけるかと考えております。

ちなみに、令和8年度予算につきましては、直近の要介護認定者数をベースに、また当然のことながら計画そのものも考慮して今回の令和8年予算の編成としていただいております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 今年、令和8年については、第10期の介護保険事業計画の見直

しの年ということになります。先ほど聞きますと、要介護認定については、要介護30人減少というようなことでありますけれども、第1号被保険者は735人と。令和12年の計画を見ても746人でありますので、大分第1号被保険者は減っているということになります。

現在の基準値であります6,380円からの上昇（アップ）が第1号被保険者の所得を守る意味でも避けがたいものであると願っておりますけれども、現在の状況から介護保険基準値の見通しというのは、今つかないものでしょうかお伺いしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） 議員おっしゃるとおり、令和8年度において第10期目の介護保険事業計画を策定する年度となっております。この計画におきましては、おっしゃるとおり、被保険者数の推計でありますとか、3年間の給付の見込みを立てまして、最終的に第1号被保険者の基準となる保険料を算定するという作業は令和8年度に進めることとなります。

現時点の状況はという話でございますが、今申し上げましたとおり、令和8年度に入りますから、実際の被保険者の推計ですとか給付の見込みをがっちり精査をかけて保険料の算定に結びつけるという作業は令和8年度に入ってからのものでありますので、現在の6,380円の基準額が10期においてどう推移するかということにつきましては、大変申し訳ございませんが、現時点においては明確にお答えができないことを御理解いただければと存じます。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、第2条、歳出予算の流用及び第3条、一時借入金についての質疑を行います。

1 ページを参照してください。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、議案第24号全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで議案第24号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第24号令和8年度陸別町介護保険事業勘定特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第25号令和8年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算のうち、歳出全般について行います。

事項別明細書は、9ページから10ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、歳入全般について行います。

事項別明細書は、7ページから8ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、第2条、一時借入金についての質疑を行います。

1ページを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 最後に、議案第25号全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで議案第25号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから議案第25号令和8年度陸別町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第26号令和8年度陸別町簡易水道事業会計予算の質疑を行います。

第1条、総則から第4条、資本的収入及び支出のうち、第3条、収益的収入及び支出についての質疑を行います。

予算明細書は、15ページから17ページまでを参照してください。質疑はありません

か。

次に、第1条、総則から第4条、資本的収入及び支出のうち、第4条、資本的収入及び支出についての質疑を行います。

予算明細書は、18ページを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、第5条、企業債から第9条、他会計からの補助金についての質疑を行います。

予算書は、2ページを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 最後に、議案第26号全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで議案第26号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第26号令和8年度陸別町簡易水道事業会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第27号令和8年度陸別町公共下水道事業会計予算の質疑を行います。

第1条、総則から第4条、資本的収入及び支出のうち、第3条、収益的収入及び支出についての質疑を行います。

予算明細書は、15ページから17ページまでを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、第1条、総則から第4条、資本的収入及び支出のうち、第4条、資本的収入及び支出についての質疑を行います。

予算明細書は、18ページを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、第5条、企業債から第9条、他会計からの補助金についての質疑を行います。

予算書は、2ページを参照してください。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 最後に、議案第27号全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで議案第27号についての質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第27号令和8年度陸別町公共下水道事業会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長(久保広幸君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時55分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員